

能代市外国人日本語学習支援事業プロポーザル仕様書

1. 事業名

能代市外国人日本語学習支援事業

2. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

3. 業務期間（サービス利用期間）

令和7年7月1日から令和8年3月31日

4. 事業目的

市が、市内在住もしくは市内企業で就労予定の外国人材に対し日本語学習サービスを提供し、日本語能力の向上を図り、円滑な就労及び地域住民とのコミュニケーション能力向上を図る。

5. 業務の内容

市に対し、クラウドサービスによる日本語学習サービスを提供する。

6. 提供するサービスの要件

- ・アカウント数：300名分
- ・オンラインによる日本語学習が可能であること
- ・スマートフォンでの学習が可能であること
- ・海外においても利用可能であること
- ・市が管理者として利用者のアカウントを管理できること
- ・利用者の学習状況等を管理し、そのデータを抽出できること
- ・JLPT 日本語能力試験 N5～N1 に対応する学習プランを有すること
- ・日本語学習プランにおいては5か国語以上に対応すること
(英語、ベトナム語、インドネシア語は必須)
- ・特定技能1号試験対策講座を有すること（5業種以上）
- ・特定技能2号試験対策講座を有すること（3業種以上）

7. 留意すべき事項

- ・サービス利用状況に合わせ、予算の範囲内でアカウント利用数等の変更契約が可能であること
- ・日本の裁判管轄、法令が適用されること

- ・海外への機密情報の流出リスクを考慮し、サービスを提供するリージョン（国・地域）を国内または一部の国に指定できること。提供するサービスにおいて、利用者のデータが海外に保存されないこと
- ・提供するサービスにおいて、利用者のデータが、海外に保存されないこと
- ・提供するサービスの中断時の復旧要件が規定されていること
- ・提供するサービスの終了又は変更時における事前の通知等の取り決めや情報資産の移行ができること
- ・サービス提供者が、稼働率、目標復旧時間、目標復旧ポイント、バックアップの保管方法などの可用性に関する事項について規定していること
- ・サービス提供者が、利用者の情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないこと
- ・サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制について、監査報告書等（内部監査報告書・事業者の報告資料）を市に提出できること
- ・サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、利用者の意図しない変更が加えられないための管理体制について、監査報告書等（内部監査報告書・事業者の報告資料）を市に提出できること
- ・情報セキュリティインシデントへの対処方法について、市とサービス提供者との責任分担や連絡方法を取り決めること
- ・脅威に対するサービス提供者の情報セキュリティ対策（なりすまし、情報漏えい、情報の改ざん、否認防止、権限昇格への対応、サービス拒否・停止等）の実施状況や、本市との契約の履行状況の確認できること
- ・情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法について、自社で規定していること
- ・サービス提供者により、利用規約、各種設定が変更される可能性があるため、変更内容の確認方法や連絡方法について、市との契約等で別途定めることができること
- ・個人情報保護法で定められた安全管理措置を行えること

8. 見積額の積算

業務期間に合わせたシステム使用料を積算し、提案内容に関する経費の内訳を示すこと

9. 業務の実施体制

契約後、速やかに市からの問合せ等の連絡窓口の体制等を届け出ること

10. 契約の条件

- ・受注者は、本事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- ・受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- ・受注者は、本事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。
- ・契約手続に係る費用は、受注者が負担することとする。

11. その他

- ・本仕様書に定めのない事項は、本市と十分に協議のうえ決定すること
- ・その他、内容に疑義が生じた場合は、本市と協議すること